

情報公開法に関する意見・要望

意見書

1. 使用する電子ファイルの指針がほしい。

通常マイクロソフト社のワードとアドビ社のアcroバットリーダーを使用していますが、一太郎と富士ゼロックスのファイルで開示されました。役所で使用しているファイル形式にある程度の指針と統一性がほしい。(すでにあるのかもしれませんが。)

2. 審査会の各委員の個別意見も(が)知りたい。

どの審査委員がどのような意見か特定はできなくてもよいのですが、3名の委員が同じ意見となるとは思えません。答申で開示・不開示となった際の、各委員それぞれの考え方を知りたいのですが。全員が同じ意見でまとまっているのであれば、人選が偏っているのでは、と思います。たとえば、2対1で開示になったとか、あってもよいのでは。

3. 電子ファイルが存在しても電子ファイルで開示しないところがある。

文書の枚数が多い場合、複写では費用がかかりすぎるが、電子ファイルで開示するかどうかは行政の任意である、とのことで、電子ファイルがあるのに電子ファイルで開示しないのは、請求者に対する嫌がらせのようにも思える。

4. 写真の開示費用が高すぎる。

気象庁に気象衛星の写真の開示を請求したら、閲覧するだけでも、とんでもない金額になることがわかった。写真を再度プリントして閲覧をするような金額である。もともとの写真があるはずで、閲覧の場合はそれを見せればよいと思うのだが。

5. 法務省法務図書館で図書閲覧の許可申請をする前に閲覧を断られた。

館長の許可があれば閲覧可能となっているが、民間人の閲覧を認めていないようで、不服申し立てで意見書を出したくても、資料がそろわないため満足な内容になる意見書が書けない。

6. 「別件で審査会より開示の答申が出たので開示します。」というのがある。

答申が出たから開示するのではなく、開示される情報だから開示するのである。上司の決裁を取るときに書いた文書をそのまま流用している。

7. 不開示が審査会の答申で開示となったが、同じ職員が不開示と開示の両方とも専決をしている。

はじめから開示として決裁を出す権限があるのに、最初は不開示として答申が出ると、とたんに開示として決裁をしている。自ら判断ができない、あるいは、判断を避けている。

8. 不開示部分を選択しているのではなく、開示部分を選択して決定処分を出している。

確実に問題のない部分だけ開示をしている。問題が出そうなところは、不開示として答申が出るのを待っている。

9. トヨタ自動車（株）だけの意見を聞いている。

行政改革委員会行政情報公開部会及び特殊法人情報公開検討委員会におけるヒアリング実績で、民間企業ではこの法人の意見だけを聞いているようであるが、1社のみでは意見が偏るのではないのか。

10. 東京電力（株）だけの意見を聞いている。

行政改革委員会行政情報公開部会及び特殊法人情報公開検討委員会におけるヒアリング実績で、公営企業ではこの法人の意見だけを聞いているようであるが、1社のみでは意見が偏るのではないのか。

11. 行政文書の保存期間が短いのでは。

行政機関の職員は2, 3年で職場を移動するため、行政機関で3年保存ですでに文書が廃棄され、開示請求者がその廃棄文書の写しを3年以上保存している場合、記載されている内容・事実を示しても、行政機関の職員にはわからない（知らない・理解できない？）場合がある。

12. 刑事訴訟確定記録と齟齬がある。

記録を閲覧するには事件名などを書かなければいけないが、事件名を開示請求しても不開示となる。申請書類に記載して下さい、として、その記載事項自体が開示ならないが、何をどう記載すればよいのか不明。

13. 行政文書とそれ以外の文書の区別があいまいである。

財団法人、社団法人から送られてくる定期刊行物（外部には出されていない）を地方局では行政文書ファイル管理簿に登録しているが、本省ではすぐ捨てるとして、あるいは行政文書でないとして登録していない。

14. 回覧してすぐ廃棄する行政文書は、いつ開示請求をすればよいのか不明。

請求者が見られない（見せない）まま、廃棄される。

15. 学術文書と行政文書の区別が不明確。

研究報告書に参考文献として委託事業の成果報告書が掲載されていたので、開示請求をしたら、個人名は開示されなかったが、研究の成果としての研究参加者の名前は個人情報ではなく業績のあった者として開示される情報と思えるが。

16. 一般の財団法人、社団法人も情報公開の対象とすべきである。

退職公務員が複数勤務している財団法人、社団法人は情報公開のすべきである。国が行うべき業務を、これらに外郭団体に委託事業、あるいは補助事業として行わせると、開示されるのは結果を記した成果報告書のみで、その経緯や資料が開示請求できないため、状況がわからず、行政機関の職員も移動するとその経緯がわかる人がいなくなる場合がある。新たに配属された職員に聞いても、何がなんだか説明が出来ない。あやふやとなることがある。

17. 決定通知書に記載されている内容で文書が開示されない場合がある。

この事項は不開示の情報である、としながら、文書を見ると開示されていることが複数

ある。

18. 行政文書ファイル管理簿の更新あるいは公開・公表が遅すぎる。

保存が1年以内(当年限り)の文書は、管理簿が公開された時点では、もう廃棄されていることとなる。

19. とんでもないところに移送が行われた。

東京で文書を閲覧するとして開示請求を行ったところ、北海道から九州まで10箇所近くばらけて移送された。とても各機関を訪問して閲覧できる状況ではない。東京の行政機関の行政文書ファイル管理簿に記載されていたのであるから、東京で閲覧できるようにすべきである。開示請求先(東京)で閲覧できない場合は、「地方に移送されます。」とか、事前に何らかの明示をすべきである。情報がありますと明示しながら、請求したら地方に移動したようにも思える。

20. 請求する(した)文書の量がどのくらいの枚数になるかを事前を知る方法がない。

民事事件の裁判記録を閲覧する場合、職員はファイルの厚さが何センチメートルくらいか事前に教えてくれるが、通知書のみで開示文書がたったの1枚だったり、10000枚近くあると言われたり、高さ80cm位になると言われたこともある。もともと請求人が初めて請求する場合には、何枚になるのかは全くわからない状況で請求する人が多いので、何とかならないでしょうか。

21. 何があるかを知らせないで、何を知りたいかを聞いてくる。

文書の名称が特定できない場合、どのような文書があるのかを伝えず、何を知りたいかを聞いてくる場合がある。行政文書ファイル管理簿に記載されているファイル名があまりにも簡略すぎて、単純な分類のため同じファイル名の文書が複数出てきてしまう。ファイル名が一般的で内容が反映されていない場合、もう少し詳しい内容にできないものか。

22. 差し替えて処理され明確な履歴が残っていない。

改正GLP原則(GLP=Good Laboratory Practice: 優良試験所規範)では、

- (4) 最終報告書の修正及び追加は、改訂の形式により、従前の記載事項が不明瞭にならないように行われること。改訂書には、修正又は追加の理由を明記し、試験責任者が日付を記し署名又は捺印すること。また当該修正又は追加は、信頼性保証部門に通知されること。

とされています。決定通知書などで訂正・修正があると、職員は安易に過去の日付で文書の差し替えを行っている。間違いは誰でもあるが、訂正・修正の履歴は残すべきでないのか。

23. 制度運用の検討終了後、これまでの開示の状況に変更が生じるのか。

今回の制度運用の検討が終了した場合、これまで不開示と決定処分されていた事項で、再度開示請求を行うと開示される場合もあると考えてよいのでしょうか。

24. 保存期間が不明朗

外部委託の成果報告書を請求した際、行政文書ファイル管理簿には保存期間10年と記載されていたが、実際に開示された文書のファイルの背表紙には保存期間30年と記載さ

れていた。原本がファイルごと開示されたのでこれを知ったのだが、閲覧後、とりあえずそのまま何も言わず返却しました。これより、10年以上経過した成果報告者も存在すると思えるが、行政文書ファイル管理簿には登載されていない。廃棄した行政文書は何らかの明示をすべきでは。リストにないと、もともとないのか、まだあるのか、過去にあったが、現在は廃棄されてないのかの区別ができない。

25. 不服申し立てに期限はあるが、諮問をするのに期限の定めがない。

不服申し立ては60日以内とされているが、諮問されるまでが長い。また、意見書の提出期限が1ヶ月くらいであるが、諮問庁は時間をかけて理由説明書を書いている。諮問は3ヶ月以内に行う、とか期限の定めが必要では。

以上